

使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部を改正する件

○厚生労働省告示第四百四十五号

診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）の規定に基づき、使用薬剤の薬価（薬価基準）（平成二十年厚生労働省告示第六十号）の一部を次の表のように改正し、令和七年四月十六日から適用する。

令和七年四月十五日

厚生労働大臣 福岡 資麿

(傍線部分は改正部分)

改 正 後				改 正 前	
別表 第1部～第5部 (略) 第1部～第5部 (略)				別表 第1部～第5部 (略) 第1部～第5部 (略) (新設)	
第6部 追 補 (2)					
品 名				規 格 単 位	
<u>(あ)</u>				薬 価 円	
<u>アネブリン皮下注200mgペン</u>				<u>200mg1.2mL 1 キット</u>	
<u>(い)</u>				<u>3,037,716</u>	
<u>イムデトラン点滴静注用 1mg</u>				<u>1 mg 1 瓶 (輸液安定化液付)</u>	
<u>イムデトラン点滴静注用10mg</u>				<u>1 mg 1 瓶 (輸液安定化液付)</u>	
				<u>137,100</u>	
				<u>1,326,870</u>	